

安全衛生教育にかかる自主点検票

この自主点検表は、自社の安全衛生教育の実施状況等について自主的に点検を行い、労働災害を防止する上での問題点・課題を洗い出し改善するためのものです。該当する項目にチェックをしてください。

- ・「はい」と回答した項目については、現状維持はもとよりさらなる充実に努めてください。
- ・「いいえ」と回答した項目については、裏面の【解説】を参考に課題の解消等に努めてください。
- ・本点検表は、行政運営以外の目的に使用することはありません。

1	経営トップは安全衛生方針等で安全衛生教育を推進していくことを明確に示しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	①安全衛生教育計画を作成し、安全衛生教育を計画的・継続的に実施しているか ②計画策定時、階層ごとに安全衛生確保に必要な教育は何かを検討しているか	① <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ② <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	上記2の計画を策定する際に、単年度だけでなく、今後の人員配置計画等も考慮したうえで、中長期的な視点で教育計画を作成しているか (次世代を担う人材の中長期的な教育計画を作成しているか)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	①安全衛生教育が計画に基づき、確実に実行されるように、安全衛生教育の実施責任者、若しくは部署等を定めて、必要な管理を行わせているか ②安全衛生教育の実施効果を評価し、適宜、教育計画等の見直しを行っているか	① <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ② <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	労働者を直接指揮、監督する者に対して、安全衛生の知識や技能だけでなく、コミュニケーション能力や指導力等、その役割を果たすのに必要な能力の向上教育を実施しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	安全管理者、作業主任者等の労働災害の防止のための業務に従事する者や、フォークリフト運転、玉掛け作業等の危険又は有害な業務に現に就いている者に対して、継続的に能力向上の教育を実施しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当する業務がない
7	パート・アルバイト・契約社員を含めて、全ての労働者に対して、雇入れ時の安全衛生教育を実施しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8	転倒、腰痛、筋骨格系障害など、作業者の行動に起因する労働災害の防止のために、「けがしにくい作業姿勢」、「加齢とともに進行する身体強度や運動機能の低下の予防」等について、教育を実施しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9	高齢者、障害者など、作業者の特性に応じた教育を実施しているか また、作業者の特性に応じた配慮が必要な労働者が所属する部署の管理者や周りの労働者に対して、作業者の特性に応じて配慮すべき事項、留意すべき事項等の教育を実施しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当する者がいない
10	外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するにあたっては、当該外国人労働者の母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法により実施しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当する者がいない
労働基準監督署や災害防止団体・事業主団体等が開催する研究会、セミナー等で、安全衛生活動を推進させるうえで、是非取り上げてもらいたいテーマ等がありましたらお教えてください。		

事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
記入担当者職氏名	

問い合わせ・送付先

和気労働基準監督署 監督・安衛課

〒709-0442 和気郡和気町福富 313

T E L 0869-93-1358 F A X 0869-92-0593

E-mail wake-roukiar6@mhlw.go.jp

ご協力ありがとうございました。今後の管内の安全衛生活動の活性化、労働災害防止に役立てたいと思います。

【解説】計画的・継続的に安全衛生教育を実施してゼロ災害

機械設備の安全化等の安全対策が進み、長期的にみると労働災害の件数も大きく減少してきましたが、いまだに死亡災害・重篤災害が発生していますし、転倒・腰痛等の行動災害も増加傾向にあります。

作業を行う労働者やその作業を直接指揮・監督する管理者が、安全衛生についての知識や技能を十分に有していないと、安全衛生対策の実効性をあげることができません。安全衛生についての知識、技能を十分に持たないまま、誤った方法や姿勢等で作業を行ってしまうと、けがや健康障害が発生してしまいます。

また、作業を直接指揮・監督する管理者が求められている役割を十分果たすためには、安全衛生についての知識や技能だけでなく、コミュニケーション能力や指導力等も必要となってきます。

和気署管内でも必要な教育や計画的な人材育成を行っていなかったことが災害発生の一因となっている労働災害が多数発生しています。安全衛生に関する知識や技能を付与する安全衛生教育は労働災害を防止する上で大変重要な意義を持っています。教育の実施にあたっては、それぞれの労働者の業務内容や役割等に応じて、対象者、実施時期、教育内容、実施方法等を適切に定め、繰り返し、計画的に行っていくことが必要となります。

これを機会に是非、安全衛生教育を充実させ、安全衛生意識高揚、安全衛生水準向上を図ってください。

1	<p>労働災害防止対策や健康確保対策を推進する為には、経営トップによる強いリーダーシップの下、関係者全員が一丸となって安全衛生活動を着実に実行することが不可欠です。まずは、経営トップによる労働災害防止に向けた決意（人命尊重、安全第一等の基本理念）及び安全衛生方針を表明し、全ての労働者が安全衛生活動を理解し積極的に取り組む環境の整備に努めて下さい。</p> <p>【安全衛生教育に関する方針例】</p> <ul style="list-style-type: none">□パート、アルバイトを含め全ての社員に安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する□上記の実行に当たっては、適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する
2	<p>①安全衛生教育計画を作成し、経営トップ、安全衛生にかかわる管理者、労働者等、それぞれの階層や役割、職務内容等に応じて、安全衛生確保に必要な教育を計画的・継続的に実施しましょう。</p> <p>②計画策定にあたっては事業場における安全衛生管理上の課題・問題点等を踏まえ、安全衛生確保において必要となる教育は何かを検討し、「いつ」、「誰に」、「何を」、「どのように(方法・教材等)」して教育を実施するのか決めましょう。</p> <p>管理者には、安全衛生の知識や技能だけでなく、作業者を指導する力等も必要です。</p> <p>現在増加傾向にあり、休業も長期化傾向にある転倒災害等行動災害防止には筋力維持・健康保持等の教育も必要です。</p> <p>作業者間の意思疎通に問題がある職場はコミュニケーション能力向上教育等で職場環境改善を図ることも必要です。</p>
3	<p>教育実施状況等を確認し、将来的に必要な人材が不足することがないよう、人員配置計画や急遽の休職・退職等の不測の事態も考慮したうえで、中長期的な視点に立って計画を作成しましょう。</p> <p>とりわけ管理者の育成には時間を要しますので、早め早めに管理業務の補助をさせる等して育成し、配置後は事業場が管理者に求める役割が十分果たせるようになるまで、適切にフォローしましょう。</p>
4	<p>①効果的な教育の実施にあたっては、教育内容の充実を図りつつ、計画的・継続的に実施していくことが重要となりますので、教育に関する実務を担う担当者・責任者等を定めて、必要な管理を行わせましょう。</p> <p>②計画を立て、実行し、その結果の評価に応じて、改善するPDCA サイクルで、教育の実効性を高めましょう。</p>
5	<p>職長、班長等、事業場によって職名は様々ですが、労働者を直接指揮、監督する者は職場での災害防止のキーマンです。その職務の励行が、職場の安全衛生状態を大きく向上させます。</p> <p>労働安全衛生法に基づく職長教育や能力向上教育が求められる業種だけでなく、業種・規模にかかわらず全ての事業場において、労働者を直接指揮、監督する者に対して、職場のリーダーとして必要な能力が身に付くよう、教育を実施しましょう。</p>
6	<p>安全管理者、作業主任者等の労働災害の防止のための業務に従事する者や、フォークリフト運転、玉掛け作業等の危険又は有害な業務に現に就いている者は、労働災害の動向や技術の進展等を踏まえて、能力の向上を図っていく必要があります。このため、厚生労働省では、労働安全衛生法第19条の2に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」や、労働安全衛生法第60条の2に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」等を示しています。</p>
7	<p>全国的に経験年数の少ない未熟練労働者は、作業に不慣れで、危険感受性もまだ低いため、熟練労働者よりも労働災害発生率が高い状況にあります。和気署管内でも令和5年実績で休業4日以上労働災害の内、経験年数5年未満の労働者が全体の約半数を占めています。厚生労働省「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」等を参考に雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育を確実に実施しましょう。仕事への慣れや油断から不安全行動が生じないよう安全意識向上の教育も継続的に実施しましょう。なお、雇入れ時教育等の省略規定が廃止され、全業種で全項目の教育が義務化されています。</p>
8	<p>全国的に転倒や動作の反動・無理な動作による災害が増加していますが、和気署管内でも令和5年実績で休業4日以上労働災害の内、「転倒」「動作の反動・無理な動作」が全体の約半数を占めています。休業が長期に至っているケースもあります。設備改善等とあわせて、「けがしにくい作業姿勢」、「加齢とともに進行する身体強度や運動機能の低下の予防」等についても教育を実施しましょう。岡山県外の事案ですが、介護事業場での介護ヘルパーの介助時の負傷について安全衛生教育が十分でなかったとして、使用者の安全配慮義務違反で、事業場に対して損害賠償金の支払いを命じた裁判例もあります。</p>
9	<p>高齢者、障害者等の労働災害防止には、所属する部署の管理者や周りの労働者の理解も必要です。厚生労働省 HP「高齢労働者の安全衛生対策について」や「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」、高齢・障害・求職者雇用支援機構 HP「障害者の労働安全衛生対策」等を参考に、作業者の特性に応じて配慮すべき事項、留意すべき事項等の教育を実施しましょう。</p>
10	<p>外国人労働者に対して安全衛生教育を実施する際は、母国語等(※)を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により実施しましょう。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意しましょう。 ※ 母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語</p>

ご不明な点がございましたら、お気軽に和気労働基準監督署 監督・安衛課 (TEL: 0869-93-1358) にお問い合わせください。